

東京大学工学・情報理工学図書館貴重資料等利用規則

平成30年3月12日

工学・情報理工学図書館運営委員会承認

(趣旨)

第1条 東京大学工学・情報理工学図書館所蔵の貴重資料・準貴重資料（以下「貴重資料等」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(貴重資料等の定義)

第2条 貴重資料等の認定は、別に定める「東京大学工学・情報理工学図書館貴重資料等指定規則」による。

(貴重資料等の利用)

第3条 貴重資料等の利用を希望する者は、所定の「貴重資料・準貴重資料閲覧申請書」により、事前に利用を申請し、工学・情報理工学図書館長（以下「館長」という。）の許可を得るものとする。

2 利用することのできる貴重資料等は、事前に申請された資料に限られる。別の貴重資料等の利用を希望する際は、改めて申請しなければならない。

3 申請された貴重資料等は、図書館職員が出納するものとする。

4 貴重資料等の利用は、工学・情報理工学図書館内に限る。

5 ポジフィルム・印刷物・電子データ等の複製物がある場合は、特別の理由がない限り、複製物を利用することとする。

6 貴重資料等を利用する際は、「東京大学工学・情報理工学図書館利用規則」等を遵守し、図書館職員の指示に従わなければならない。

7 資料の傍では、筆記用具の利用は鉛筆のみとし、損傷、汚損、劣化を可能な限り防ぐよう、細心の注意を払わなければならない。また資料の現状に変更を加えてはならない。

(貴重資料等の複写)

第4条 貴重資料等の複写が必要な場合は、事前に所定の許可願を提出し、館長の許可を得るものとする。

(貴重資料等の貸出、出陳)

第5条 貴重資料等の貸出は原則として禁止する。

2 貴重資料等の出陳については、事前に所定の許可願を提出し、館長の許可を得るものとする。

(特記事項)

第6条 貴重資料等の利用に関しては、所蔵専攻の利用規則等が、この規則より優先する。

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日より施行する。
- 2 工学・情報理工学図書館貴重資料利用規則（平成20年12月16日 制定）は、廃止する。